

## ご自身で消火器や誘導標識を点検報告してみませんか

消防法では、防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）に対し、設置されている消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防署長に報告することを義務付けています。

関係者の方の中には、設置している消防用設備等が全て資格がなければ出来ないと思っているのではないのでしょうか。

しかし消火器や誘導標識については、資格がなくても防火対象物の規模や用途によっては、ご自身で点検していただくことが可能です！

下記の要領を確認いただき、まずは、ご自身で点検してみませんか！

### ●確認要領

#### 1. 防火対象物の延面積は1,000平方メートル未満ですか？

- ・はい → 2. へ進んでください。
- ・いいえ → 消防法令により、有資格者による点検が必要です。  
消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼しましょう

#### 2. 階段が建物の内部に1つのみで、3階以上の階又は地階に特定用途（飲食店や物販店等不特定多数の者が出入りする用途）がありますか？

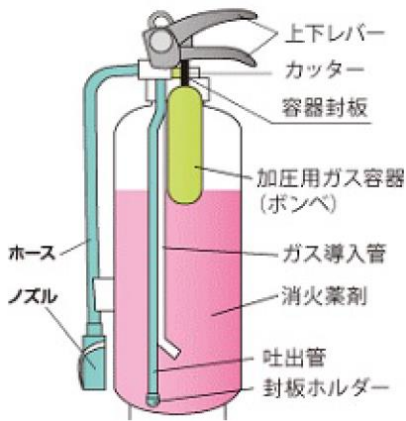
- ・はい → 消防法令により、有資格者による点検が必要です。消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼して下さい！
- ・いいえ → 「3. 消火器の点検について」、「4. 誘導標識の点検について」へ進んで下さい。

#### 3. 消火器の点検について

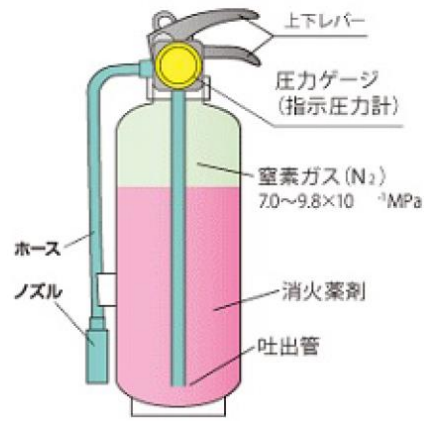
##### ① 設置してある消火器は製造年から3年（加圧式消火器）又は5年以内（蓄圧式消火器）ですか？

- ・はい → ②へ進んでください。
- ・いいえ → 専門的な知識及び道具を用いた点検が必要となります。確実な点検を行うためにも、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼して下さい。

## 【加圧式】



## 【蓄圧式】



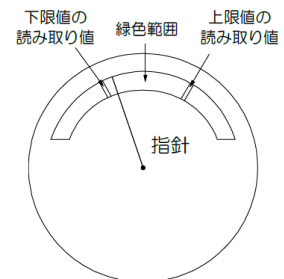
一般的な粉末消火器は左図になります。加圧ポンベがついているものは「加圧式消火器」、圧力ゲージがついているものは「蓄圧式消火器」といいます。

### ②外観において安全栓の封やホースと本体との接続部分に異常は見られませんか！

- ・はい → ご自身で点検ができます！
- ・いいえ → 専門的な知識及び道具を用いた点検が必要となります。確実な点検を行うためにも、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼してください。



指示圧力計



上図の青いシールが「安全栓の封」です。この部分やホースの接続、圧力計に異常がない場合には、ご自身で点検することができます。

#### 4. 誘導標識について

##### 設置してある誘導標識は蓄光式ですか？

- はい → 輝度計や照度計等が必要となることがありますので、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を依頼しましょう。
- いいえ → ご自身で点検ができます。



誘導標識



蓄光式の誘導標識には、写真のように認定証票が貼付されています。

(財) 日本消防設備安全センター認定マーク